

北陸信越運輸局報

第401号

平成26年4月1日(火曜日)
(毎月3回 1・11・21日発行)

発行 北陸信越運輸局

〒950-8537 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
電話 (025) 285-9000
FAX (025) 285-9170
http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/

目次

公 示	△「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」の一部改正について	・・・1ページ～6ページ
許認可等	△自動車分解整備事業の認証	・・・6ページ～7ページ

○ 公 示

公 示

公示第121号

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」の一部改正について

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」(平成11年12月28日付け公示第120号)
を別紙のとおり一部改正する。

平成26年3月26日

北陸信越運輸局長 和 迩 健 二

別紙 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」

新	旧
公 示	公 示
公示第120号	公示第120号
一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について	一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について
道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第9条の2第2項において準用する法第9条第6項に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令の処理要領を下記のとおり定めたので公示する。	道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条の2第2項で準用する法第9条第5項に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令の処理要領を下記のとおり定めたので公示する。

平成11年12月28日

新潟運輸局長 宮崎 拓郎

記

1. 運賃・料金の設定（変更）届出書の内容が次に掲げる全ての事項に該当するときは、変更命令の審査を必要としないものとする。

①運賃・料金の上限額及び下限額が、別紙1「変更命令の審査を必要としない運賃・料金の範囲」（以下「別紙1」という。）の範囲内のものであるとき。

②運賃・料金の適用方法が別紙2「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法」（以下「別紙2」という。）と合致するものであるとき。

2. 運賃・料金の上限額及び下限額が、別紙1の範囲以外のものである場合は、法第9条の2第2項において準用する法第9条第6項各号に該当するかどうかの審査を行うこととし、法第94条第1項の規定に基づき、原価計算書その他運賃・料金の算出の基礎が記載された書類の提出を求める。

3. 運賃・料金の適用方法が別紙2と合致しないものである場合は、法第9条の2第2項において準用する法第9条第6項各号に該当するかどうかの審査を行うこととし、法第94条第1項の規定に基づき、標準適用方法と異なる理由について意見聴取を行うとともに、必要に応じ、原価計算書その他運賃・料金の算出の基礎が記載された書類等の提出を求める。

4. 上記2. 及び3. の場合において、審査の結果、法第9条の2第2項において準用する法第9条第6項各号に該当すると判断される場合は、運賃・料金を変更すべきことを命ずることとする。

附 則 この公示は、平成12年2月1日から適用する。

附 則（平成16年3月18日付け公示第118号で一部改正）
この公示は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月26日付け公示第121号で一部改正）

1. この公示は、平成26年4月1日から適用する。

2. 運賃・料金の変更届出書の実施予定日までに入札制による価格決定方式を採用している運送申込者を含む運送申込者と合意

平成11年12月28日

新潟運輸局長 宮崎 拓郎

記

1. 運賃・料金の設定（変更）届出書の内容が次に掲げる全ての事項に該当するときは、変更命令の審査を必要としないものとする。

①運賃・料金の額が、別紙1の範囲内のものであるとき。

②運賃・料金の適用方法が別紙2の「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法」と合致するものであるとき。

2. 別紙2「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法」のうち、運賃の種類については、標準適用方法の4種類の運賃から実際に適用する運賃を選択するものとする。

この場合、複数の運賃を採用するに当たっては、それぞれの運賃をどのような運送に対して適用するかを定めて明記する。

3. 運賃・料金の額が、別紙1の範囲以外のものである場合は、法第9条の2第2項で準用する法第9条第5項各号に該当するかどうかの審査を行うこととし、法第94条第1項の規定に基づき、原価計算書その他運賃・料金の算出の基礎が記載された書類の提出を求める。

4. 運賃・料金の適用方法が別紙2の標準適用方法と合致しないものである場合は、法第9条の2第2項で準用する法第9条第5項各号に該当するかどうかの審査を行うこととし、法第94条第1項の規定に基づき、標準適用方法と異なる理由について意見を聴取する。

5. 上記3. 及び4. の場合において、審査の結果、法第9条の2第2項で準用する法第9条第5項各号に該当すると判断される場合は、運賃・料金を変更すべきことを命ずることとする。

附 則 この公示は、平成12年2月1日から適用する。

附 則（平成16年3月18日付け公示第118号で一部改正）
この公示は、平成16年4月1日から適用する。

又は運送契約を締結した運賃・料金については、従前の運賃・料金を基準とした額を適用することとする。

3. 2. により従前の運賃・料金を基準とした額を適用した運賃・料金については、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。）第7条の2に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。

4. 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」（平成16年3月25日付け公示第123号）は、平成26年3月31日限りでこれを廃止する。

別紙1

変更命令の審査を必要としない運賃・料金の範囲

(単位:円)

			上限	下限
運賃	キロ制運賃(1km当り)	大型車	170	120
		中型車	150	100
		小型車	120	90
	時間制運賃(1時間当り)	大型車	7,350	5,090
		中型車	6,210	4,300
		小型車	5,330	3,690
料金	交替運転者配置料金	1km当り	30	20
		1時間当り	2,820	1,950
	深夜早朝運行料金	時間制運賃及び交替運転者配置料金(1時間当り)の2割増し		
	特殊車両割増料金	運賃の5割増し		

別紙2

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法

第1 (略)

第2 運賃

1. 運賃の種類

運賃の種類は、時間・キロ併用制運賃とする。

2. 運賃の計算方法

運賃は、以下の計算方法により計算した額を合算する。

(1) 時間制運賃

① 出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間（以下「点呼点検時間」という。）として、1時間ずつ合計2時間と、走行時間（出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。以下同じ。）を合算した時間に1時間あたりの運賃額を乗じた額とする。

ただし、走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を

別紙2

変更命令の審査を必要としない運賃料金の範囲

				新潟・長野	
				上限	下限
運賃	キロ制運賃(1km当り)	大型車	～100km	690	450
			101km～300km	610	400
			301km～	460	300
		中型車	～100km	600	390
			101km～300km	530	350
			301km～	430	280
	小型車	～100km	400	260	
		101km～300km	370	240	
		301km～	310	200	
	時間制運賃(1時間当り)	大型車		13,000	8,480
		中型車		11,390	7,430
		小型車		7,360	4,800
料金	深夜早朝運行料金(1時間当り)			3,000	2,700
	時間待機料金(1時間当り)			5,500	4,950
	宿泊待機料金(1泊当り)			26,000	23,400
	航送料金(1時間当り)			5,500	4,950
	回送料金(1km当り)	大型車	～100km	390	350
			101km～	360	320
		中型車	～100km	340	310
			101km～	260	230
	小型車	～100km	260	230	
		101km～	200	180	
特殊車両割増料金			運賃の5割以内		

別紙2

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法

第1 (略)

第2 運賃

1. 運賃の種類

運賃の種類は、時間制運賃、キロ制運賃、時間・キロ選択制運賃、行先別運賃とする。

2. 運賃の計算方法

(1) 時間制運賃

① 実拘束時間（旅客の指定する場所に到着してから運送を終了して旅客が降車するまでの時間を言う。以下同じ）に時間賃率を乗じた額とする。

ただし、実拘束時間が3時間未満の場合は3時間として計算した額とする。

3時間として計算した額とする。

② 2日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合、宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の1時間ずつを点呼点検時間とする。

③ フェリーボートを利用した場合の航送にかかる時間（乗船してから下船するまでの時間）は8時間を上限として計算することとする。

(2) キロ制運賃

走行距離（出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。以下同じ。）に1キロあたりの運賃額を乗じた額とする。

(3) 運賃計算の基本

① 運賃は、車種別に計算した金額の上限額及び下限額の範囲内とする。

② 運賃は、営業所の所在する出発地の運賃を基礎として計算するものとする。

3. 運賃の割引

(1) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体については3割引とする。ただし、2.(3)①により計算した額の下限額を限度とする。

(2) 学校教育法による学校（大学及び高等専門学校を除く。）

② 時間の積算については、1日あたり12時間まで（2日以上行程については、1日あたり8時間）を上限として計算することとする。

(2) キロ制運賃

① 旅客の最初の乗車地点から最後の降車地点までの距離に距離賃率を乗じた額とする。

② 距離賃率は次の距離の区分に応じてそれぞれ設定するものとする。

イ 100キロまで

ロ 100キロを超え300キロまで

ハ 300キロを超えるもの

(3) 時間・キロ選択制運賃

① 運賃の適用

時間制運賃は、実拘束時間（旅客の指定する場所に到着してから運送を終了して旅客が降車するまでの時間をいう。）が12時間以内の運送に適用し、それ以外の運送についてはキロ制運賃を適用する。

ただし、時間制運賃で計算した運賃・料金の合計額がキロ制運賃を適用した場合の運賃・料金の合計額に満たない場合には、時間制運賃は適用しない。

② 時間制運賃は、実拘束時間（旅客の指定する場所に到着してから運送を終了して旅客が降車するまでの時間をいう。以下同じ。）に時間賃率を乗じた額とする。

ただし、実拘束時間が3時間未満の場合は、3時間として計算した額とする。

③ キロ制運賃は、旅客の最初の乗車地点から最後の降車地点までの距離に距離賃率を乗じた額とする。

④ 距離賃率は次の距離の区分に応じてそれぞれ設定するものとする。

イ 100キロまで

ロ 100キロを超え300キロまで

ハ 300キロを超えるもの

(4) 行先別運賃

特定の行先について、時間制運賃、キロ制運賃又は時間・キロ選択制運賃にて算出した運賃及び料金の合計額にて計算し、別途、地方運輸局に届け出た額とする。

(5) 運賃計算の基本

① 運賃は運賃の種類及び車種別に計算した金額の最高額及び最低額の範囲内とする。

② 運賃は、営業所の所在する出発地の運賃を基礎として計算するものとする。

3. 運賃の割引・割増

(1) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体については3割引とする。

(2) 学校教育法による学校（大学及び高等専門学校を除く。）

に通学又は通園する者の団体については2割引とする。ただし、2. (3) ①により計算した額の下限額を限度とする。

- (3) 2以上の割引条件に該当する場合はいずれか高い率を適用し、重複して運賃の割引をしない。

第3 料金

1. 料金の種類

運送に伴う料金の種類は、深夜早期運行料金、特殊車両割増料金及び交替運転者配置料金とする。

2. 料金の適用

(1) 深夜早期運行料金

22時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間、走行時間(回送時間を含む。)が含まれた場合、含まれた時間に係る1時間あたりの運賃及び交替運転者配置料金の1時間あたり料金については、2割以内の割増を適用する。

(2) 特殊車両割増料金

次の条件を有する車両については、運賃の5割以内の割増を適用することができる。

- ① 標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両。
- ② 当該車両購入価格を座席定員で除した単価が、標準的な車両購入価格を標準的な座席定員で除した単価より70%以上高額である車両。

(3) 交替運転者配置料金

法令により交替運転者の配置が義務付けられる場合、その他、交替運転者の配置について運送申込者と合意した場合には、地方運輸局長が公示する交替運転者配置料

に通学又は通園する者の団体については2割引とする。

- (3) 2以上の割引(割増)条件に該当する場合はいずれか高い率を適用し、重複して運賃の割引(割増)をしない。

第3 料金

1. 料金の種類

運送に伴う料金の種類は、深夜早期運行料金、待機料金(時間待機料金、宿泊待機料金)、回送料金、航送料金及び特殊車両割増料金とする。

2. 料金の適用

(1) 深夜早期運行料金

22時以降翌朝5時までの間に運行した場合に適用する。ただし、回送のための運行には適用しない。

(2) 待機料金

① 旅客側の原因により車両を待機させた場合に適用する。

② 時間待機料金は、旅客が最初に乗車し最後に降車するまでの間に旅客側の責により車両を待機させた時間について適用する。

③ 宿泊待機料金は、2日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合に適用する。

ただし、標準宿泊待機時間(宿泊場所に到着してから出発するまでの間の時間が1泊につき15時間)を超えたときは、その超えた時間については時間待機料金を適用する。

④ 時間制運賃等(時間・キロ選択制運賃の場合において時間での運賃計算を行った場合も含む。以下同じ。)を適用した場合には、待機料金は適用しない。

(3) 回送料金

旅客の乗車地の最寄りの営業所から当該乗車地まで及び旅客の降車地から当該営業所までの距離が20キロを超える場合に、その超えた距離について適用する。

(4) 航送料金

フェリーボートを利用した場合の航送にかかる時間(標準宿泊待機時間は含まない。)に適用する。ただし、時間制運賃等を適用した場合には適用しない。

(5) 特殊車両割増料金

次の条件を有する車両については、運賃の5割以内の割増料金を適用することができる。

- ① 標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両。
- ② 当該車両購入価格を座席定員で除した単価が、標準的な車両購入価格を標準的な座席定員で除した単価より70%以上高額である車両。

金の上限額及び下限額の範囲内で計算した額を適用する。

第4 端数処理

- (1) 走行距離の端数については、10キロ未満は10キロに切り上げる。
- (2) 走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。

第5 旅客より收受すべき運賃・料金及び運賃・料金の表示方法

- (1) 運賃の計算方法により算出される運賃と料金を併算した額に消費税法等に基づく税率を乗じ、1円単位に四捨五入した消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた運賃・料金の総額を收受する。

- (2) 対外的に示す運賃・料金はそれぞれ消費税額及び地方消費税額を含んだ額を表示する。

第6 実費負担

ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料その他旅客の求めにより運送以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。

第4 端数処理

- (1) 距離の端数については、10キロ未満は10キロに切り上げる。ただし、回送キロについては1キロ未満は1キロに切り上げる。
- (2) 時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。

第5 旅客より收受すべき運賃・料金及び運賃・料金の表示方法

- (1) 時間制運賃及び距離制運賃については、運賃の計算方法により算出される時間制運賃又は距離制運賃に料金を併算した額に消費税法等に基づく税率を乗じ、1円単位に四捨五入した消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた運賃・料金の総額を收受する。

- (2) 行先別運賃については、当該運賃料金を消費税法等に基づく税率を乗じ、1円単位に四捨五入した消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた運賃を收受する。

なお、行先別運賃のほかに航送料金又は特殊車両割増料金を收受すべき場合は、行先別運賃に航送料金、特殊車両割増料金を併算した額に消費税法等に基づく税率を乗じ、1円単位に四捨五入した消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた運賃・料金を收受する。

- (3) 対外的に示す運賃・料金はそれぞれ消費税及び地方消費税を含んだ額を表示すること。

第6 実費負担

ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料その他旅客から特別な負担を求められた場合には、その実費を旅客の負担とする。

○ 許 認 可 等

■自動車分解整備事業の認証（自動車技術安全部）

認証番号	富認証第198号
認証年月日	平成26年3月26日
事業者名	株式会社Conn-Rod
事業場名	Conn-Rod
事業場所在地	富山県富山市田中町一丁目7番58号
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車

対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	富認証第199号
認証年月日	平成26年3月27日
事業者名	有限会社キドニィ
事業場名	有限会社キドニィ
事業場所在地	富山県富山市中老田835番1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、 小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし